

議案第58号

天理市体育施設条例の一部改正について

天理市体育施設条例の一部を次のように改正しようとする。

平成29年12月4日提出

天理市長 並 河 健

天理市体育施設条例の一部を改正する条例

天理市体育施設条例（平成25年3月天理市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

天理市福住運動場	天理市福住町4792番地26
----------	----------------

を

」

「

天理市福住運動場	天理市福住町4792番地26
天理市天理ダム運動場	天理市下仁興町458番地1
天理市立総合体育館	天理市西長柄町595番地

に、

」

「

天理市立三島体育館	天理市三島町140番地1
-----------	--------------

を

」

「

天理市立三島体育館	天理市三島町140番地1
天理市立庭球場	天理市西長柄町595番地

に

」

改める。

第7条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第9条第1項中「及び天理市二階堂運動場」を「、天理市二階堂運動場及び天理市天理ダム運動場」に改める。

第15条を第16条とし、第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条の

次に次の1条を加える。

(特別の設備)

第13条 利用者が特別の設備をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

別表第1項を次のように改める。

1 天理市長柄運動公園の各施設等利用料金

(1) 奈良県天理健民運動場の照明設備利用料金

利用単位	全点灯	6割点灯
30分当たり	2,720円	1,690円
備考		
1 30分未満は、30分とみなす。		
2 市外（大和まほろば広域定住自立圏内の市町村を除く。）に住所（団体又は法人にあつては、その事務所）を有する者が利用する場合における利用料金は、当該利用料金の2倍相当額とする。		

(2) 天理市立庭球場利用料金

利用単位	利用料金	
コート1面につき1時間当たり	人工芝	510円
	照明設備	300円
備考		
1 1時間未満は、1時間とみなす。		
2 市外（大和まほろば広域定住自立圏内の市町村を除く。）に住所（団体又は法人にあつては、その事務所）を有する者が利用する場合における利用料金は、当該利用料金の2倍相当額とする。		

(3) 天理市立総合体育館利用料金

区分	利用時間	午前	午後	夜間	全日
		(9:00～12:00)	(13:00～17:00)	(18:00～21:00)	(9:00～21:00)
	入場料等を徴収し	3,080円	4,320円	6,170円	12,340円

主競 技場	全面 利用	ない 場合				
		入場 料等 を徴 す る 場 合	30,800円	43,200円	61,700円	123,400円
	床面積の 2分の 1の利 用	入場 料等 を徴 し な い 場 合	1,540円	2,160円	3,080円	6,170円
		入場 料等 を徴 す る 場 合	15,400円	21,600円	30,800円	61,700円
	床面積の 3分の 1の利 用	入場 料等 を徴 し な い 場 合	1,020円	1,440円	2,050円	4,110円
		入場 料等 を徴 す る 場 合	10,200円	14,400円	20,500円	41,100円

サブ 競技 場	全面利用		1,020円	1,440円	2,050円	4,110円
	個人利用		100円	150円	200円	
ボル ダリ ング 場	個人 利用	一般	200円	200円	200円	610円
		小人	100円	100円	100円	300円
	独占利用		2,050円	2,050円	2,050円	6,170円
選手控室			820円	1,020円	1,230円	2,880円
研修室			300円	410円	510円	1,130円
トレーニング室			2時間当たり 300円			
温水シャワー室			1回につき 100円			
備考						
1 入場料等を徴収する場合とは、次の場合をいう。						
(1) 入場料を徴収する場合						
(2) その他これに準ずる場合						
2 「個人利用」とは、利用者が1人又は数人で利用する場合で指定管理者が認めるものをいう。						
3 「小人」とは、13歳未満の者をいう。						
4 「独占利用」とは、「一般」、「小人」にかかわらず、利用者数が10人以上の団体が利用する場合をいう。						
5 2時間未満は、2時間とみなす。						
6 市外（大和まほろば広域定住自立圏内の市町村を除く。）に住所（団体又は法人にあっては、その事務所）を有する者が利用する場合における利用料金は、当該利用料金の2倍相当額とする。						

(4) 天理市立総合体育館の附属設備及び器具の利用料金

種類	単位	利用料金		備考
		午前・午後・夜間 (各1回につき)	全日	
バスケットボール用具	1式	610円	1,540円	ボールを除く。

バレーボール用具	1式	200円	510円	ボールを除く。
バドミントン用具	1式	200円	510円	ラケット及びシャトルを除く。
テニス用具	1式	200円	510円	ラケット及びボールを除く。
卓球用具	1式	200円	510円	ラケット及び球を除く。
フットサル用具	1式	200円	510円	ボールを除く。
電光掲示板	1式	1,020円	2,570円	
放送設備	1式	1,540円	4,110円	
ステージ	1式	1,020円	2,050円	
大型ベンチ	1基		510円	
パイプ椅子	1脚		50円	
備考 この表に掲げるもの以外の附属設備及び器具の利用料金の額は、類似する附属設備及び器具の利用料金の額に準じて指定管理者が市長の承認を得て算定した額とする。				

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の体育施設等の利用に係る利用料金から適用し、同日前の体育施設等の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。